

平成28年土佐清水市議会定例会12月会議会議録

第9日（平成28年12月13日 火曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 一般質問

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 11人

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 田中耕之郎君 | 2番 | 岡本詠君 |
| 3番 | 細川博史君 | 4番 | 前田晃君 |
| 5番 | 浅尾公厚君 | 6番 | 森一美君 |
| 7番 | 小川豊治君 | 9番 | 永野裕夫君 |
| 10番 | 岡崎宣男君 | 11番 | 仲田強君 |
| 12番 | 武藤清君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員 1人

8番 西原強志君

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 山下毅君 | 局長補佐 | 伊藤牧子君 |
| 議事係長 | 前田利実君 | 主幹 | 出口直人君 |
| 主事 | 中島史博君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                |       |                  |       |
|----------------|-------|------------------|-------|
| 市長             | 泥谷光信君 | 副市長              | 磯脇堂三君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長 | 山本豊君  | 税務課長兼<br>固定資産評価員 | 野村仁美君 |

|                              |         |                    |         |
|------------------------------|---------|--------------------|---------|
| 企画財政課長                       | 早川 聡 君  | 総務課長               | 木下 司 君  |
| 危機管理課長                       | 岡田 敦浩 君 | 消 防 長              | 上原 由隆 君 |
| 消 防 署 長                      | 宮上 眞澄 君 | 健康推進課長             | 戎井 大城 君 |
| 福祉事務所長                       | 徳井 直之 君 | 市 民 課 長            | 二宮 真弓 君 |
| 環境課長兼<br>清掃管理事務所長            | 坂本 和也 君 | まちづくり対策課長          | 横山 周次 君 |
| 観光商工課長                       | 倉松 克臣 君 | 農 林 水 産 課 長        | 文野 喜文 君 |
| 水 道 課 長                      | 楠目 生 君  | じんけん課長             | 田村 善和 君 |
| しおさい園長                       | 山本 弘子 君 | 収 納 推 進 課 長        | 田村 光浩 君 |
| 教 育 委 員 長                    | 竹田 陽 君  | 教 育 長              | 弘田 浩三 君 |
| 学校教育課長                       | 中津 健一 君 | 生涯学習課長             | 中山 優 君  |
| 教育センター所長兼<br>少年補導センター<br>所 長 | 弘田 条 君  | 選挙管理委員会<br>事 務 局 長 | 沖 比呂志 君 |
| 監査委員事務局長                     | 小松 高志 君 |                    |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（仲田 強君） おはようございます。定刻でございます。

ただ今から、平成28年土佐清水市議会定例会12月会議第9日目の会議を開きます。

この際、本日の遅刻、欠席者についてご報告いたします。

8番西原強志君が所用のため欠席する旨、届け出がありましたので、報告いたします。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 皆さん、おはようございます。清友会の細川博史でございます。

早いもので師走になり、1年はあっという間に過ぎようとしております。

昨日は永野議員の一般質問に対しまして、泥谷市長が9割を超える公約の実現を図ることはできましたが、まだまだ市民の皆様方にその方向性が伝わっていないとの感想でございました。

また、来年度以降の竜串観光と日本ジオパーク認定のほか、メジカ産業などの振興を図り、新たな施策や事業を展開する中で、さまざまな課題の解決に向け、次の4年間も市政運営に携わり、さらなる発展を図りたいという決意を述べられました。

新たな目標を持ち、突き進むことは楽しいことも苦しいことも待ち構えていると思っております。

しかし、一旦挑戦し始めたら、必死の覚悟で続けていただきたいと切に願っております。

汗と涙の努力の過程は、市民の皆様方がしっかりと見守っております。ちなみに今年の漢字は「金」に決定いたしました。ぜひとも市政発展のため、獅子奮迅頑張ってくださいたく、大いに期待しているところでございます。

また、議会といたしましては、来年9月のジオパーク認定に向け、大いにアピールしていこうということで、この12月会議では議員全員でジオジャンパーを着て登壇しております。私といたしましても、もっと土佐清水市のジオパークを市内外へ発信していきたいと考えております。

それでは、通告書に従いまして、一般質問に移りたいと思います。

初めに、総合戦略に位置づけられている竜串エリア再開発の推進についてお尋ねいたします。

現在の進捗状況につきまして、爪白キャンプ場、足摺海洋館、ビジターセンター等について、私は今まで観光業の活性化は地域全体の経済活動をけん引するとの思いで、観光に関する質問を続けてまいりました。

国は、東京オリンピックを見据えて、外国人旅行者を迎えるための規制緩和をはじめさまざまな環境整備にも予算を投入し、滞在日数が長い外国人旅行者のニーズに対応した広域的な誘致活動も実施しているように思います。

本市の総合戦略に位置づけられている竜串エリアの再開発は、国の施策を追い風として、まさに官民一体となった取り組みを行い、より大きな経済波及効果をもたらすものにしなければなりません。まずこの竜串エリアの再開発につきまして、観光商工課長にお伺いいたします。

観光商工課でまとめている土佐清水市観光統計を見ますと、本市を訪れる観光客は残念ながら減少していると思います。そのような中でも、特に本市を訪れた観光客のうち、竜串地区にある施設への入館者の数が大きく減少しているのが実態だと思います。施設の老朽化等、さまざまな要因が考えられますが、この現状を早く断ち切るためにも、竜串エリアの再開発は大きな意義があり、できるだけ早い対応も必要ではないかと考えているところでございます。

この状況の進捗状況につきまして、観光商工課長にお尋ねいたします。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

観光商工課長。

(観光商工課長 倉松克臣君自席)

○観光商工課長(倉松克臣君) おはようございます。

進捗状況につきまして、お答えいたします。

まず、竜串地域の観光客、特に各観光施設の入館者の現状であります。細川議員が言われますように、非常に減少傾向にあります。市全体の観光入込客に対します竜串地域の主な4施設の入館者数の割合を本市観光統計の数値と比較をしてみますと、昭和55年には観光入込客全体の53%近くが入館をしておりました。直近の数字で平成27年の数値では、約14%に落ち込んでおります。

現在、竜串地域で整備が計画されています3施設についての進捗状況ですが、爪白キャンプ場は11月8日、基本設計の最終報告を受けました。その内容につきましては、近隣には区画されたサイトのキャンプ場が多い中で、爪白キャンプ場は海と隣接したロケーションで、芝生のフリーサイトという現施設の骨格は、基本的に大きく変えることなく、管理棟や宿泊棟を新設し、海のベースキャンプとして整備していくというもので、それをもとに平成29年度設計に取りかかる予定であります。

環境省が整備するビジターセンターにつきましては、本年度、基本設計に取りかかっております。平成29年度には実施設計へと進んでいく予定であります。

新海洋館につきましても、新海洋館基本設計アドバイザー会議の議論をもとに、現在、基本設計を行っておりまして、平成32年夏ごろにはリニューアルオープンする予定となっております。

以上です。

○議長(仲田 強君) 3番 細川博史君。

(3番 細川博史君発言席)

○3番(細川博史君) ありがとうございます。かなり入館者数が減っているのが実情だとよくわかりました。

続きまして、地元住民の反応についてお尋ねいたします。

先だって、国・県・市合同による地元での説明会を開催されたとお聞きしておりますが、参加された住民の皆様方の反応はいかがだったのでしょうか。主だった意見で結構でございますので、その概要を観光商工課長にお伺いいたします。

○議長(仲田 強君) 観光商工課長。

(観光商工課長 倉松克臣君自席)

○観光商工課長(倉松克臣君) お答えいたします。

爪白キャンプ場につきましては、計画段階から爪白地区役員への説明や夏に実施したモニタ

リングキャンプには、爪白・竜串両区長に参画していただくなど、地元への理解を深めてまいりました。

1月24日に今後、竜串エリアに整備が計画されています3施設及び遊歩道などを所管する国・県・市が合同で地元住民を対象とした説明会を開催し、開催前の予想を上回る42名の参加がありました。

そこでいただいた主な意見といたしましては、観光客等が多く集まることになるが、地震・津波の際に避難道や避難場所はどうか。住民とイベントなどを共同で行うことはできるのか。地域に恩恵という意味合いでも、今までどおり草刈り等は地元で行えるかなどという意見がありました。

それぞれ避難経路の周知を行うこと、イベントの共同開催は可能であること、草刈り等につきましても、管理者選定の際には地元での実施の継続をお願いすることなどを回答したところです。

その他の意見もありましたが、特に反対する意見等はなく、おおむね前向きで、地元への経済効果を期待する方向であったというふうに認識しております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 今、お聞きしますと、爪白キャンプ場に対しては、かなりの期待があると思います。

続きまして、今後の進め方、スケジュールについてお伺いいたします。

今も課長のほうから言われましたが、特に反対意見はなかったというふうに大変安心しております。また、地元の皆様方が42名も参加しているということは、大変大きな期待を寄せているものだと考えます。

次に、今後の進め方、各施設開設までのスケジュールを観光商工課長にお尋ねいたします。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

まず、爪白キャンプ場ですが、11月8日に基本設計の最終報告を受けております。それをもとに平成29年度に設計、平成30年度に測量及び工事を行いまして、平成31年4月にオープンとの予定となっております。

環境省が整備するビジターセンターにつきましては、本年度基本設計を策定し、平成29年度には実施設計を策定、平成30年度に工事を行いまして、平成31年4月オープンとの予定と

聞いております。

新海洋館につきましては、平成29年度にかけ実施設計を行いまして、30年度、31年度と建築等の工事を実施、平成32年夏ごろに開館する予定というふうに聞いております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございます。

続きまして、竜串エリア再開発を契機に、本市が目指す姿についてお伺いいたします。

先ほど、観光商工課長から国立公園ビジターセンターと爪白キャンプ場が先行して、平成31年4月にオープン、翌年の平成32年夏ごろには足摺海洋館がオープンするというところでございます。それぞれの施設には多くの観光客が訪れるものと大いに期待するところでございます。

ただ、少し気になることがございます。竜串地区の宿泊施設が集中しております竜串貝類展示館、海のギャラリー周辺、ここにはかなり少なくなりましたが、お土産物の店舗もまだあります。今回の事業が実施される竜串地区西エリアからこの竜串地区東エリアへの人の流れをどのようにしていかれるのか、担当課長として、一体どのような計画をもたれているのか、お聞かせください。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

竜串地域の東西エリアの連携につきましては、地元から危惧する意見もいただいておりますし、再開発が行われる中で、大きな課題であると捉えております。

特に、再開発が進む新海洋館周辺から、貝類展示館等のある東エリアに向けての誘導看板や遊歩道の整備は必要であると認識をしております。

現在、再開発を所管する環境省、高知県、市で意見交換や協議の場を設けておりまして、その中で地元の意見を聞きながら、東西エリアが連携できるよう、遊歩道や看板等の整備ができるよう、ソフト面も含めましてよりよい方向性を見出していければというふうに考えております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） やはり地元の危惧も多々あると思います。大きな問題だと思っております。

ますが、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

今回のこの大きな竜串エリア再開発事業は、竜串地区にとどまらず、市街地、足摺岬を含めた市全体の活性化、波及効果をもたらすものになると私自身確信しているところでございます。

泥谷市長は、この事業を契機として、本市の目指す姿をどのように描いているのでしょうか。市長にお伺ひいたします。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 目指す姿というのは、やはり観光立市ということを目指したいと思っております。

きのうの永野議員の質問でも答弁いたしましたとおり、竜串エリアのこの再開発というのは、国・県・市が連携した大型のプロジェクトであります。土佐清水市の観光振興にとどまらず、高知県全体に波及効果をもたらします。

先ほど申しましたが、観光立市を目指す上で、このプロジェクトが地域の全体の活性化につながるよう期待をし、今後も国・県・市、そして何よりも地元関係者と一層連携を図りながら取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） ぜひとも市長、観光立市の信念を持って、地元の関係者と連携しながら頑張っていたきたいと思っております。

続きまして、日本ジオパーク認定に向けた取り組みについて質問いたします。

日ごろより土佐清水ジオパーク推進協議会を中心とするジオパーク活動の推進におかれましては、関係者の皆様方、事務局の観光商工課ジオパーク推進室の職員の皆様方、本当にご苦労さまでございます。いよいよ来年、申請審査を迎えるというところでございますが、これまでの取り組み内容や課題と、その解決策、今後の取り組みを中心に質問してまいります。

まず、これまでの取り組み内容について、取り組み当初から主だった内容で結構でございますので、観光商工課長にお伺ひいたします。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

本市のジオパークの取り組みは、平成26年度産業振興課内にジオパーク推進係を設置することから始まりました。平成26年4月に推進準備会を立ち上げ、翌5月に日本ジオパークネットワークに準会員として入会、平成27年2月には44の団体を持って土佐清水ジオパーク

推進協議会を設立いたしました。

平成27年4月には、ジオパーク推進係から推進室に格上げし、ジオパークの普及、宣伝、教育への活動、全国大会への参加など、さまざまな取り組みを進めてきたところであります。

以上です。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございます。

続きまして、現在の取り組みについて、今年度の主だった内容で結構でございますので、観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

本年度、今後のジオパーク活動の中心的人材となるジオガイドを要請するため、ジオガイド養成講座を実施し、16名が修了しております。

教育面では、教育啓発部会と教員が主となり、昨年度の小学生用副読本に続きまして、中学生用を作成しております。

副読本中学生用につきましては、年度内にでき上がる予定となっております。

計画保全部会では、将来にわたってのジオサイトの保全と看板や安全性に配慮するための必要な対策をまとめ、年度内にはジオサイトの保全整備計画を策定する予定であります。

また、来年度の申請に向け、新規加盟申請書等作成検討会議を立ち上げ、取り組みを進めているところであります。

以上です。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございます。

ジオガイド養成講座を16名が修了し、教育面では小学生用の副読本に続き、中学生用が年度内に仕上がるということでありました。

ジオパークは広範囲に関係する活動であると認識しております。私自身、ジオパークの講演会やイベント等にも積極的に参加しており、最近では足摺のジオパークカフェにも参加し、地域住民とグループワーク等でいろいろな話し合いを行い、知識を深めることができました。

私もここ最近になり、ようやくわかりかけてきたのかなと思っているところでございます。ジオパークの魅力は、今までにある物や事に地学という観点で新たな価値が創造できるという

ことをございます。風景や歴史、文化など、偶然そこにあるものではなく、地球活動との関係性があり、それをジオストーリーとしてうまく伝えていくことができれば、観光にもつながっていくと考えております。

そして平成26年度、27年度は下準備の2年間だったと思います。この期間は運営体制や住民周知等に取り組み、平成28年度で準備期間の集大成に当たり、積極的に活動してきたと思っております。

これまでの取り組みを通じまして、課題はどのように捉えているのでしょうか。観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

取り組みを進めていくに当たりまして、住民意識の向上など、課題は多くありますが、まずは当面の課題であります、申請書づくりが主な課題だと思っております。来年4月上旬が認定に向けた申請書の提出期限であります。申請書に記載する内容は、地理的な背景、経済的状況や地形、気候、生物、生態系などの一般的情報のほか、ジオパークの全体像、テーマと地形、地質、運営計画と組織の状況など、多岐にわたっての記載が必要であります。その内容いかんによりまして、その後のプレゼンテーションや現地審査に影響する大事な書類と捉えておりまして、充実した申請書を作成する必要があります。

2つ目は地域振興、観光振興への取り組みです。ジオパークの取り組みは3年目になりますが、初期の目的であります観光振興については、まだつながっていないような状況だと考えております。しかし、この3年間でおおむね足場は固まりつつあると感じており、今後は竜串エリアの再開発とも連携いたしまして、観光事業者を巻き込んだ具体的対策が必要であるというふうに捉えております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 今、答弁いただきました申請書づくりや地域振興への課題への解決策を観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

申請書づくりの課題に対しましては、推進協議会の顧問をはじめ、各分野の有識者や担当者

を委員とする検討委員会を設置しております。会議では事務局が作成した申請書案をもとに議論を重ねて意見をいただき、充実した申請書を作成してまいります。

観光振興の課題に対しましては、予算等の関係もあるため確定ではありませんが、来年度には当ジオパークの魅力やテーマをストーリーに乗せて、ジオサイトや食などを楽しめるコースづくりを行うなど、PRにも力を入れて発信し、誘客につなげていきたいというふうに考えております。

また、住民意識の向上に向けては、今年度養成講座を修了いたしましたジオガイドの皆様が大変大きな役割を果たしてくれるのではないかとというふうに期待をしております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございます。

続きまして、今後の主な取り組みは昨日の永野議員と重複いたしますが、認定のスケジュールについて観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

今後につきましては、先ほどの課題解決のための取り組みが中心となります。審査認定に向けた対策と観光振興、地域振興に努めてまいります。

認定のスケジュールですが、まず平成29年4月上旬に日本ジオパークネットワーク新規加盟申請書を提出し、書類審査が始まります。それを受け、5月21日に千葉市の幕張メッセでプレゼンテーションを行い、7月から8月の期間に本市を訪れての現地審査が行われます。その後、審査結果が9月には発表される予定となっております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございます。

今、課長のほうから言われましたが、私も5月21日の千葉市の幕張メッセでのプレゼンテーションには、ぜひ行って応援したいと考えております。7月、8月の現地審査は、地元の熱意が重要だと考えます。住民、行政が力を合わせることによってジオパーク認定ができるのではないかと考えております。

最後に、認定に向けて市長の決意をお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 細川議員から5月21日に幕張メッセでのプレゼンテーションには応援に駆けつけたいという力強い言葉をいただきました。ご案内のとおり年度当初、日本ジオパークネットワークに加盟する地域は、日本ジオパークに認定された正会員39地域、これは世界ジオパークにも認定されている8地域も含まれますが、土佐清水市のように日本ジオパーク認定を目指す準会員というのは、全国で17地域、またこの地方創生という追い風に乗って、ジオパークに関心があり、今後認定を目指すであろう地域というのが15地域あるということがあります。

その中で、今年度の日本ジオパークネットワーク新規加盟の審査結果を見てみますと、7地域が申請をいたしました。認定は5地域、2つの地域が見送りをされている状況でございます。

この申請した7つの地域というのは、準備を重ねて審査を受けておりますが、近年、審査のハードルは非常に高くなっているというのが実感しているところであります。

本市では、だんだんとお話が出ておりますが、平成26年から準備を進め、いよいよ来年が山場と言いますか、正念場を迎えるところであります。

ですから、来年の9月の審査結果が発表される日まで気は抜けません。観光商工課長の答弁にもありましたが、年明けより検討会議を開き、まずはしっかりと申請書を作成し、プレゼンテーション、現地審査に万全の状態です。臨んでまいります。

住民、議会、行政、そして研究者などの関係者が1つになって審査に臨む、その体制を築いていけるよう、さらなるご協力、ご理解をお願いいたします。

昨日の永野議員の答弁と重複いたしますが、認定はあくまで目標です。認定のためのジオパークではなく、住民のためのジオパークであります。認定されることによってジオパーク活動がより活発になり、地域振興につながっていく、そのような活動を展開してまいりますので、引き続きご支援をよろしくお願い申し上げます。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございました。

市長が言われたように、審査のハードルは非常に高くなっているようにお見受けいたします。

今、市長からも言われましたが、行政や議会はもちろんのこと、住民の力なくしてジオパーク認定は難しいと考えます。土佐清水市が一丸となって目標に向かって頑張っていこうではありませんか。

続きまして、土佐清水市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけた事業の推進についてお伺いいたします。

昨年策定されました総合戦略では、竜串エリアの再開発や日本ジオパーク認定に向けた取り組みがしっかり明記されておりますが、その総合戦略や振興計画を所管としている企画財政課長に、それぞれの施策の位置づけと計画所管としてのお考えを企画財政課長に答弁を求めます。

○議長（仲田 強君） 企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） お答えいたします。

総合振興計画及び総合戦略を所管している立場から答弁をさせていただきます。

昨年10月に策定いたしました土佐清水市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、基本目標の1である基幹産業の復興により、安定及び新たな雇用を創出するのうちに、竜串エリア再開発の推進を明記をしております。

爪白キャンプ場等の再整備、ビジターセンターの新設、足摺海洋館の再整備などの取り組みによりまして、本市の基幹産業である観光業の飛躍的な発展を目指しております。また、基本目標の4である人と人のつながりを強め、暮らしを守るとともに、地域のにぎわいを創出するのうちに、日本ジオパーク認定を明記をしております。学校現場でのジオパーク教育研究活動の実践、住民への周知活動、ジオガイドの養成など、市民総体の取り組みによりまして、ご案内のとおり来年9月の認定を目指すこととしております。

それぞれの取り組みや本市の産業振興及び地域振興の中核的な位置づけにありまして、総合的かつ一体的な取り組みとなるよう、計画の進行管理を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございます。

前回の9月会議も、市長公約との関係や各種計画の実行に向けた市長のお考えをお聞きしたところでございますが、今回、2期目に向けた決意表明を受けまして、改めて計画に位置づけたさまざまな施策の実行について、その思いを市長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 昨年度策定いたしまして、既に取り組みを進めております第7次総合振興計画や地方創生総合戦略をはじめ、第3期地域福祉計画、介護保険事業計画など、さらには本年度策定作業を進めております観光マスタープラン、こういった本市の将来に向けた重要

な施策を盛り込んだ各種計画がスタートいたしております。

今まさに正念場を迎えているこの時期に、このさまざまな計画や大型プロジェクトが始動するのに合わせまして、きのう、2期目に向けた出馬表明をさせていただいたところでもあります。

この町に、この土佐清水市に住んでよかったと実感できるふるさと土佐清水市を目指し、計画の着実な実行を市民の皆様にお約束したいと考えておるところであります。

以上です。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございます。

今議会で私が取り上げた質問項目はもちろんでございますが、市が策定しているさまざまな計画は市民生活に直接かかわるものばかりであり、その成果は市民の満足度や幸福度を高めることになると考えております。

市民の満足度や幸福度を高めるためにも、各種計画に盛り込まれました施策の着実な実行をお願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

あったかふれあいセンターについてお伺いいたします。

あったかふれあいセンターの事業内容についてお伺いいたします。

最近、新聞でよくあったかふれあいセンターの記事を見かけますが、あったかふれあいセンター事業とは、どのようなものなのですか。福祉事務所長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えいたします。

あったかふれあいセンターは、県が進める日本一の長寿県構想の中の高知型福祉の拠点として、県内に設置されており、県が2分の1の補助金を出し、市町村が社会福祉協議会やNPO法人等に委託して事業を実施しております。

住みなれた地域の中で、支援の必要な障害者や子ども、高齢者をはじめ、地域住民の誰もが自由に交流できる場所として開設されております。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 続きまして、県内のあったかふれあいセンターの設置状況についてお伺いいたします。

県が進める日本一の長寿県構想の中の高知型福祉の拠点として、県内に設置されているとい

うことですが、県内のあったかふれあいセンターの設置状況はどのようになっていますか。福祉事務所長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えいたします。

あったかふれあいセンターの県内の設置状況は、県内34市町村のうち、29市町村42カ所に設置されております。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 29市町村42カ所で設置されているということですが、1つの市町村に複数設置されているところもあると思いますが、福祉事務所長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えいたします。

市町村当たりの設置数の上限はなく、地域の実情に応じて設置が可能でありまして、四万十市は3カ所、香美市は2カ所など、複数設置しているところもございます。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 本市はどこに設置していますか。本市のあったかふれあいセンターはどこにありますか。福祉事務所長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えいたします。

本市のあったかふれあいセンターは栄町にあったかふれあいセンターきずなの家がございます。また、下ノ加江、三崎、下川口の各市民センター内にきずなの家のサテライトを設置しております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 続きまして、本市のあったかふれあいセンターはどのくらいの利用者

がいますか。福祉事務所長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えいたします。

平成27年度の利用者数についてご報告いたします。

拠点のきずなの家の利用者数が延べ8,279人、下ノ加江サテライトが延べ3,995人、三崎サテライトが延べ3,376人、下川口サテライトが延べ2,748人、合計で1万8,398人となっております。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） かなり1万8,000人ということで、かなりの方々が利用されているようにお見受けいたします。

続きまして、多くの市民があったかふれあいセンターを利用しているようですが、あったかふれあいセンターではどのようなことをしているのですか。福祉事務所長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えいたします。

あったかふれあいセンターは地域住民の誰もが自由に交流できる場所として開設していることから、さまざまな活動をしております。主な活動といたしましては、健康づくりとして介護予防体操や料理教室、生きがいつくりとしてクラフト教室や編み物教室を行っております。

そのほかにも学びとして救命講習やジオパーク出前講座など、外部講師による学習機会の提供も行っております。

また、放課後や長期休暇中の子どもの居場所としても利用されており、子どもと高齢者が交流するイベント等も数多く開催されております。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 今、福祉事務所長からお伺いいたしましたが、あったかふれあいセンターでは、健康づくりやいろいろなイベント等が開催され、さまざまな活動が行われているように思いました。市内では、これまでもいきいきサロンや運動教室が各地区で開催されており、そこでも同じような活動が行われていると思っております。それらとの役割分担はどうなっていますか。福祉事務所長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えいたします。

いきいきサロンや運動教室は、市内各地で開催されておりますが、あったかふれあいセンターでは、サロン等と同様に介護予防体操を実施するとともに、いきいきサロン等では実施されていないクラフト教室や編み物教室などの趣味の部分を行ったり、子どもの居場所づくりなど、いきいきサロン等にはない活動も行っており、いきいきサロン等がこれまで実施してきた活動に影響を及ぼさない範囲で、これまでなかった活動などをあったかふれあいセンターで実施するよう連携をとりながら役割分担をしております。

また、高齢者の外出機会の増加につなげるために、いきいきサロン等を行っている地区であつたかふれあいセンターを開催する際は、日程をずらして開催するようにしており、開催日が重ならないように関係機関と連携して活動しております。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございました。

それでは、最後にお伺いいたします。

あつたかふれあいセンターの目指す姿についてお伺いいたします。

あつたかふれあいセンターは既存の活動にはない部分も取り入れながら、関係機関と連携して事業を実施しているようにお見受けいたしました。

土佐清水市のあつたかふれあいセンターの目指す姿について、副市長にお考えをお願いいたします。

○議長（仲田 強君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

あつたかふれあいセンター事業は、平成23年度に国の雇用対策事業を活用してスタートし、その後、国の事業が終了した後に、県が事業を継承し、現在は県の補助事業、先ほど述べましたけど、補助率2分の1で事業を実施しておりますが、自主財源の乏しい本市におきましては、県補助に頼らざるを得ない側面が非常に大きく、事業の大幅な拡充は難しいところもございます。

しかしながら、これまで約5年間事業を実施してきたところ、最近では、あつたかふれあいセンターで実施しておりますキッズ食堂やクラフト教室の活動がテレビや新聞などの報道で取

り上げられたことから、市民の認知度も上がってきていると認識しております。

また、利用者の大半を占める高齢者の介護予防拠点の1つとして、また、学童保育がない下ノ加江、三崎、下川口地区の子どもの居場所として大きな役割を担ってきているものと認識しております。市としましては、引き続き、住みなれた地域の中で、支援の必要な障害者や子ども、高齢者をはじめ地域住民の誰もが自由に交流できる場所として、あったかふれあいセンター事業を継承し、県が目指す高知型福祉の拠点として、さまざまな活動を展開していきたいと考えております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございました。

今、副市長からも言われましたが、住みなれた住民の交流の場として、大いに活動していただきたいと思っております。

これによりまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（仲田 強君） この際、暫時休憩いたします。

午前10時47分 休 憩

午前10時57分 再 開

○議長（仲田 強君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 日本共産党の前田 晃です。早速ですけれども、通告に従いまして、2点の質問をいたします。

1つは、メジカ原魚の確保についての質問です。

きのうの岡崎議員の質問と重なるところがありますが、ご了解ください。

去る10月1日、中央公民館開館記念行事としまして、食と漁の地域活性化シンポジウムという催しがありました。そこに私も参加をしてお話を聞かせていただきました。

市長の特別報告に始まって、仁平先生の基調講演、続いてメジカ漁やメジカの加工・販売に携わっている皆さんからのリレートーク、そして最後に報告者全員でのシンポジウムと3時間ほどの催しでしたけれども、その充実した内容に引き込まれまして、あっという間に時間が過ぎてしまいました。本市の宗田節の歴史とメジカ漁や加工業、販売業の現状と課題、そして宗田節を柱にした地域づくりの構想なども聞くことができました。宗田節を総合的に知るという

点で、とても有意義なシンポジウムでした。

さて、そのシンポジウムでも、またきのうの岡崎議員の質問でも触れられておりましたが、近年、メジカの漁獲量が減少し、加工業での原魚の確保が大変難しくなっているということでした。

とりわけ今年は、例年以上に漁獲量が減り、メジカ業者の皆さんや加工業に携わる関係者の皆さんを悩ましてしていると聞いています。

農林水産課長にお尋ねをいたします。

メジカ漁は比較的陸地に近い、足摺岬周辺の沿岸部海域が漁場になっているということですが、漁師の皆さんに聞きますと、漁場にメジカがおらんという答えが返ってきます。漁獲量が減少する環境的な要因として、温暖化で海水温が上がったとか、黒潮の軸流が沖に移ったとか、また南シナ海での大型巻き網のカツオ船の乱獲が影響しているとか、さまざまな理由が挙げられておりますけれども、そういった環境的な要因や乱獲が今回のメジカの漁獲量の減少にも影響を与えているのかどうか、また、もし影響を与えているとすれば、メジカの個体数、資源量そのものが減っているのかどうか、そういった点について、もしわかっておればお聞かせください。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

農林水産課長。

（農林水産課長 文野喜文君自席）

○農林水産課長（文野喜文君） お答えをいたします。

メジカ漁獲量につきましては、平成20年度の1万30tの漁獲量をピークに、年々減少し、ここ数年は5,000t台で推移しております。

漁獲量減少の主な原因としては、漁業者の減少が考えられますが、漁模様は黒潮の離接岸によって左右されていると言われております。

ここ数年は夏場にも足摺沖の黒潮が離岸するなど、黒潮の流れが不安定になっていると言われております。

また、メジカの分布域が紀伊半島の東の海域に偏っているとの研究報告もあるようです。

こうしたことが減少の原因と考えられております。

これまで年間を通じて、季節ごとにとれるメジカや漁獲量についても、一定の予測ができていたところではありますが、さきに申し上げました海洋環境の変動により、例年の盛漁期に漁獲量が見込めないなどの状況となっております。

メジカの資源量につきましては、現在のところ、国や関係各県の研究機関のほうで調査をさ

れていないことから、現在、把握はできておりません。

しかしながら、メジカは本市にとりまして重要な魚種であることから、漁獲量の変動には注視をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 漁獲量の減少と環境の変化、特に黒潮の流れについてのお話がありました。

個体数、資源量については、はっきりしていないというお話でありました。

私も県の水産試験場に問い合わせをしまして、メジカの生態等についてお話を聞かせていただきました。大まかに言えば、メジカの生息域というのは海水温で決まるというお話でした。季節にもよりますけれども、大体メジカは20度から25度の海水を追って移動するということですから、今回も黒潮の軸流の流れの変化や、温暖化によって漁場が移動したことは十分考えられるというふうに思います。

また、漁獲量に周期性があるという話もありますが、それもやはりそういった関係かもしれないというふうに思います。

先ほど課長の答弁にもありましたように、メジカはカツオほど生態調査がされていないということですので、はっきりした生態や個体数の増減はわからないというふうに水産試験場も話をしておりました。

続けて、農林水産課長にお尋ねをします。

先ほどの課長の答弁でも触れられましたけれども、環境の変化や乱獲の影響のほかに、メジカの漁獲量の減少の要因として、メジカ漁業者が減っていることが挙げられていますが、その点についてもう少し詳しくご説明をいただきたいと思っております。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 文野喜文君自席）

○農林水産課長（文野喜文君） お答えをいたします。

メジカの漁獲量の減少における最大の要因は、先ほども申し上げましたが、漁業者数の減少が大きいと考えております。

数値的なところで申しますと、10年前の平成18年度には、メジカの水揚げを行う漁業者数は、市内外で約200名を超え、漁獲量も約7,000t余りでありましたが、平成27年度は漁業者数約80名、漁獲量につきましても5,000t台へと減少しており、このことから漁獲量の減少の要因は漁業者の減少が大きいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。
（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） よくわかりました。

18年度が200名のメジカの漁業者、27年度には80名、半分以下に減っているということです。それにしただって漁獲量も減少しているという答弁でした。

実はさきの10月1日のシンポジウムの中で、メジカの下ノ加江の漁業者の方から、メジカ漁に使う道具や機器が進歩したことで、1日1隻当たりの漁獲量が昔は500kgだったということですが、今では2tにまでふえているというお話がありました。

1隻当たりの漁獲量は4倍にふえたにもかかわらず、全体の漁獲量が減っているということは、生産性の向上以上にメジカ漁業者の数が減少しているということだと思います。漁獲量をふやすには、この減り続けているメジカ漁業者の数をふやすことが喫緊の課題だということだと思います。

市長はこの問題については、これまで議会答弁の中でも再三、原魚の確保が一番だ。いかに漁獲量を上げていくのか、それに尽きると答弁をして、メジカ原魚の確保が最優先の課題であると強調してられました。

また、さきのシンポジウムの特別報告の中でも、新たな担い手と漁獲量の確保を本市の総合戦略の施策の1つとして説明をしておりました。漁獲量をふやすために市長がメジカ漁業者をふやす取り組みを重視していることがよく伝わってきました。

そこで市長にお尋ねをしたいと思います。

メジカの漁獲量を確保するために、その担い手の確保をはじめ、これまでどのような取り組みをしてきたのか。そしてどのような成果があったのか。また課題としてどんなことが残っているのか、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 市長。
（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 私も毎年梅雨メジカのこの盛漁期には、本当に下ノ加江の漁協にも連絡をとりながら、本当に一喜一憂をしているところでありまして、本当に本市のメジカ、これは生産者のみならず、やはり経済波及効果が非常に大きいものですから、非常にこの状況については憂慮をしているところであります。

まずメジカの漁獲量確保のためには、まず課題としては漁業の担い手確保、これが喫緊の課題といたしますか、不可欠であることから、自営型漁業者の育成を目的とした新規漁業就業者支援事業、さらに雇用型漁業者の育成を目的とする担い手育成団体支援事業により、新たな漁業

者の確保に努めているところであります。

きのうの岡崎議員の質問にも、農林水産課長が答弁したとおり、これまで10名が自立し、現在、2つの事業で、これ定置網の漁業の2名も含めると、12名が現在研修中であり、来年度にはこのうち6名が研修を終了し、自営漁業者として独立する予定であります。

下ノ加江の漁師の方に聞きますと、この研修生、非常に真面目で技術も飲み込みが早くて、既に一人前になっているというふうなことも聞いているところであります。

それから、平成26年度より盛漁期や年末におけるメジカ原魚の買入れ資金として、メジカ需給調整対策協議会がこの貸付制度を活用して、原魚確保はもとより、価格の維持、買い支え、こういった機能も果たしているところであります。

また不漁時における沿岸海域でのメジカ探索事業、これ先乗りしてメジカの状況を沖に出て調べるとこういう事業なんです、これに対する費用の補助金、主に燃料費の助成ですが、この交付など市独自の事業も実施し、メジカの漁獲量確保に努めているところであります。

今後におきましても、メジカの漁獲量の確保に向け、漁業者や漁協とも協力し、きのうの土曜日の操業といった問題も、課題もあるわけですが、できる限りの体制整備を図ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） メジカ漁業の担い手の確保、それから貸付制度のこと、それからメジカ対策協議会での対応というふうなことがお話にありました。

今、市長のお話の中にありました特にメジカの担い手にかかわることですけれども、その担い手をふやすには、やはり新人を育てるか、現役の皆さんに頑張ってもらうか以外はないかと思えます。

今、各漁協で後継者の育成の取り組みをしておりますけれども、この安定的に原魚を確保するためには、これがおおもとになる取り組みだと思えます。ぜひ引き続き、その取り組みについては、支援として力を入れていただきたいと思えます。それとともに原魚確保の即戦力としてもっと期待できますのはやはり現役の皆さんではないかと思えます。現役のメジカ漁業者への支援として、きのう岡崎議員からも指摘がありました。中古船やエンジンの購入に対する補助を私からもぜひ検討をしていただくことを要請したいと思えます。

メジカ漁をしている皆さんにお話を聞きますと、高齢のメジカ漁業者が引退する理由の中に、船のエンジンの買いかえの問題があるといいます。漁船のエンジンの耐用年数はおよそ10数年で、それを過ぎますと買いかえるか、あるいはオーバーホールをして数年もたすか、その判断をすることになるというお話でした。

通常、5 t 前後のメジカ船のエンジンは新品で、1,000万円から1,300万円、オーバーホールも200万円前後かかるというお話です。若ければ少々の負担があってもエンジンの買いかえを選択するでしょうが、高齢者には自分があとどれだけ働けるかと考えると、高額な負担がネックとなり、引退を決意するということがあるようです。

もし、中古船やエンジンの買いかえに十分な補助があるなら、今しばらく現役を続けてもらえるかもしれません。

働きづくめの高齢の漁業者に鞭を打つようで気の毒な気もしますが、原魚の確保が最優先ということであれば、負担軽減の条件づくりをして、現役続行をお願いをすることが必要ではないかと思います。

ちなみに、きのうの答弁では、国の制度として55歳以下の漁業者には中古船リースに2分の1の補助、それから県の制度でこれは年齢に関係なく、エンジン等の購入に4分の1の補助があるということでした。

また、市独自で新船50万円、中古船25万円の補助制度もあると聞いていますが、市長にお尋ねをいたします。

厳しい財政状況ですけれども、現役のメジカ漁業者の皆さんへの支援として、中古船やエンジンの購入に対して、今ある制度に市として補助の上乗せをすることはできないのでしょうか。きのうの岡崎議員の質問とほぼ同じ内容になりますが、きのうの答弁では全ての漁業者が利用できる制度がどうあるべきか、考えていきたいという答弁を市長はされましたけれども、きょうはまた同じような質問ですので、さらにそれ以上の上乗せの答弁をいただければ、ありがたいかなというふうに思っております。お尋ねをいたします。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） この中古のエンジンにつきましては、耐久性の問題とか、性能の問題とか、いろんな課題もありまして、なかなかこれまで踏み込んでいけなかったという部分もありました。

ただ、今、議員がおっしゃられたように、中古船リース事業につきましては、きのうの岡崎議員の質問でも答弁したんですが、現在、国が実施しております浜の担い手漁船リース緊急事業の該当者に対して、県と市がそれぞれ10%の補助金の上乗せをしております。また、中古船購入者に対しては、市単独事業により先ほど言いましたように、新船で50万円、中古船で上限25万円の補助金を交付しております。

また県が6分の1の補助率で実施しておりますエンジンリース事業に対しましても、市として上乗せを行っているところであります。

今後につきましても、大変厳しい財政状況の中ではありますが、現状の補助率等は維持しながら、あわせて関係機関の意向や漁業者の皆さんの現状認識、それからご意見、そういったものを聞く中で、希望される方の要望に極力応えていくよう、努力、検討してまいります。

以上です。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） どうぞよろしく願いをいたします。

何といたっても漁業者の声が一番だと思いますので、ぜひ、要望を聞いて対応をしていただけたらというふうに思います。

そしたら最後に、リマ水域の問題について触れておきたいと思います。

足摺岬沖約70kmには、高知県の面積に匹敵するくらい広大な海域を米軍の軍事演習用に設定したリマ水域があります。先週の水曜日に米軍の戦闘機がその近辺で墜落したばかりですが、この水域と空域では、月曜から金曜日の間、年間200日以上にわたって米軍及び自衛隊の軍事訓練演習が行われているそうです。

この水域一帯は、カツオ、マグロなどの全国屈指の好漁場であるため、設定当初からリマ水域撤去を求める漁業関係者の声があり、県議会では過去5回にわたってリマ区域解除の意見書を全会一致で採択をしているそうです。

副市長にお尋ねをいたします。

本市は県内市町村の中で、このリマ水域から最も近いところに位置しているわけですが、リマ水域の設定による本市の水産業への影響については、どのように認識しておられるのでしょうか。お尋ねをしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

先ほど議員からもご案内ありましたように、まずリマ水域とは「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき、日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律」、えらい長い法律でございますけれど、その第1条の規定による漁船の操業を制限または禁止する区域及び期間に定められたもので、本市の足摺岬南方約70kmに位置し、昭和27年7月26日に指定され、当初は7,427㎢でございましたが、昭和36年4月1日に一部指定解除がされ、現在は6,255㎢の水域で、米軍等の演習、射撃訓練等が行われている時間中は、漁船の操業が禁止されています。

演習は月曜日から金曜日、土曜日も行われることもあるそうですが、午前6時から午後

6時までの間とされております。これはリマ水域ということでございまして、ご質問の本市の水産業の影響についてでございますが、これに関しては調査が行われていないことから、本市の水産業に与える具体的な影響は把握しておりませんが、リマ水域は黒潮の中心に位置し、回遊魚の経路に当たり、古来から議員もご案内のあったようにカツオ漁等の好漁場であったことから、過去には豊富な漁獲高を誇ったと言われておりますので、少なからずの影響はあるものと推察されます。

このようなことから、国は先ほど長い法律ですけど、その第2条の規定により、リマ水域に関する高知県、愛媛県、大分県、宮崎県、鹿児島県の漁業従事者及び団体に国が定める計算方式により、漁業補償を行っております。

ちなみに昨年度、27年度の本市に関する漁業補償額は、個人対象者100名に対し約2,000万円及び団体（県漁協、窪津漁協）に約3,500万円となっております。

このほかにも自衛隊の施設並びに条約に基づき、日本国にある外国軍隊の使用に供する施設及び区域の周囲において、地元関係者の民生安定のために、地方公共団体、法人、または個人が行う事業に対する補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、防衛施設周辺対策事業補助金規則及び高知県リマ区域周辺漁業用施設設置事業費補助金要綱、俗にいうリマ事業に係る補助金の名前でございますけれど、に基づいて、有利な補助金を活用して漁業施設などの整備を行っているのが現状でございます。

以上です。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 詳しい説明をありがとうございます。

影響があるということですが、メジカの漁業者にお話を聞きますと、メジカ漁というのは沿岸ですので、リマ水域のある沖合まで行くことはないということでありました。ですから直接の影響はリマ水域にかかわって、メジカ漁にはないということで、影響は少ないのかもしれない。ただ、魚種によりましては、今お話ありましたけれども、漁場喪失、漁獲量減少といった影響が想定をされていまして、リマ水域設定に伴う漁業補償が行われています。27年が100名、個人で言いますと。それから2,000万円その補償金が出ているという話でしたけれども、漁業指導所にちょっとお尋ねしましたら、補償の対象になる魚についてですけども、これはお聞きになってます。まず1つはカツオ、マグロ、それから平成9年からサバ、これは清水さばも含まれるという話をしよったです。シイラ、イカが追加されたと。5つの魚種については対象になるというお話でした。しかし、補償があると言いましても、市民憲章にもうたわれています、このわたらの海を軍事演習場に奪われている影響損失というのは、

この補償金で償えるものではなかなかないだろうというふうに思います。

市長にお尋ねをいたします。

好漁場のど真ん中にこの設定をされていますリマ水域ですけれども、水産業が基幹産業である本市の発展にとって、大きな障壁、障害になっているとも考えられますが、市長の認識をお伺いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほど、副市長よりも答弁がありました。リマ水域、これもともとカツオ・マグロ、最近では金目鯛などの好漁場であった海域に設定されたことから、県も国に対して毎年、リマ区域の指定解除を要望しておるといっても聞いておりますし、当水域で漁業者の自由な操業が規制されていることは、漁業者にとっては当然、障害になっていると考えております。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 漁業者の皆さんにお尋ねしますと、できたものは仕方ないという思いが強いですね。そういう方が大半ですけれども、今、市長がお話ありました。自由な操業を規制しているんだという点ですね。これは大きな問題だというふうに思います。市長のほうからもそういった何らかの発信をしていただければいいかなというようなことも思います。

このリマ水域ですけれども、70km沖合にあると言いましても、海上なのでなかなか距離感がわかりませんが、陸上で言えば清水から須崎市あたりが直線距離で大体70kmぐらいになると。私、物差しでちょっと測って調べてみたんですけど、大体須崎市あたりぐらいになるようです。イメージとしましては窪津から東のほうを見ますと、四万十町の興津崎が見えます。興津崎が大体50kmぐらいです。その向こう側で軍事演習をやっているというふうに、70km言えば、そういうふうにイメージできるんですけれども、そう思うと結構な近さでやっているんだなとこんなことを感じます。

このリマの本水域だけではなくて、周辺水域の影響も考えられるわけですから、演習によっては私はメジカの漁群がさらに沖合へ散逸するというようなことも十分あり得るのではないかなというふうに思います。

副市長言いましたように、調査が実際されてませんので、いろんな、そこはわからないんですけれども、そういう可能性もあるかなというふうなことも思います。

市長に最後にお尋ねをします。

先週の米軍の戦闘機墜落では、特に漁業者への被害はなかったということですが、こ

のリマ水域での軍事演習による本市への水産業への今はまだ起きていないけれども、新たな影響、例えば、今回のような事故、メジカやサバ漁などへの影響、海洋汚染、そういったものが明らかになった場合には、市長はどのような対応をされるのか、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 前田議員が指摘するような不測の事態や新たな影響が出た場合には、国・県、漁協関係者をはじめ、リマ種子島沖縄等対策委員会というのがありますので、そことも連携をいたしまして、事例に応じ適切な対応を求めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 今回の米軍機の墜落事故についても、県の尾崎知事は早速稲田大臣に申し入れをしております。

今、市長からもお話ありましたけれども、漁業就業者、市民への不利益を及ぼすような場合は、ぜひ、県などとも連携をとって、さまざまな取り組みをお願いをしたいというふうに思います。

さきの10月1日のシンポジウムの中で、メジカ漁業者の方の報告の締めくくりで、メジカがあつての漁師であり、メジカあつての節納屋である。土佐清水市はメジカに支えられてきた地域だというようなまとめをされていました。

私はそのとおりだと思いました。豊かな自然をはじめ、私たちが孫・子に残すことのできるこの土佐清水市の貴重な財産の1つに、伝統技術で人々の生活を支えてきたメジカ産業があると思います。シンポジウムで示されました宗田節を柱にした地場産業の振興と、地域づくりの構想、これメジカ産業プロジェクトというふうに呼んでおるようですけれども、これを実現するために、安定的なメジカ原魚の確保が大前提となると思いますので、引き続き取り組みをしっかりと進めていただくことをお願いをいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

2つ目は、教育委員会制度についての質問です。

地方自治体の教育行政や教育委員会のあり方について定めている法律に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、略して地教行法という法律がありますけれども、この法律がおととしに改定をされまして、去年の4月から施行をされています。この法律の改定は、教育委員会や教育行政のあり方を大きく変える内容になっているのですが、まず学校教育課長にお尋ねをいたします。

この地教行法の改定により、どこがどのように変更されたのか、ご説明をください。

また、教育委員長にかかわる経過措置についても、あわせてお尋ねをいたします。

○議長（仲田 強君） 学校教育課長。

（学校教育課長 中津健一君自席）

○学校教育課長（中津健一君） お答えいたします。

平成27年度より地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されました。主なポイントは4つあり、その1つとして教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置であります。

従来は、教育委員長は教育委員会の代表者、会議の主催者、また教育長は具体的事務の責任者、事務指揮局の監督者であったものが、改正後は任期3年の教育長に一本化され、教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するものとされております。

2つ目には、教育長へのチェック機能強化と会議の透明化であります。

新教育長の判断により、教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現、教育委員3分の1以上からの会議の招集の請求、会議の透明化のため、原則として会議の議事録の作成、公表することとなっております。

3つ目として、全ての地方公共団体に総合教育会議を設置することです。会議は首長が招集し、構成員は首長と教育委員会となっており、教育行政大綱の策定や、教育の条件整備など、重点的な施策などについて協議・調整することとなっております。

最後に、教育に関する大綱を首長が策定することです。

大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針などを総合教育会議において協議、調整を行い、策定するもので、首長及び教育委員会では、大綱をもとに所管事務を執行するものとされております。

次に、教育委員長、教育長につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の附則第2条に、旧教育長に関する経過措置として、施行日に在職している教育長については、施行日以降もその委員としての任期が満了するまでは、教育委員長、教育長として在職とするとされております。

現在の教育長の教育委員としての任期が本年12月23日までとなっていることから、本市におきましては、それまで従来の体制で運用をしているところであります。

以上です。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 詳しい説明をありがとうございました。よくわかりました。

変更された点、4点についてのご説明をいただきました。その点についてあとでもう一度取り上げたいと思います。

本市では今、課長の答弁にありましたように、経過措置で残っていましたが教育委員長職が、今月でなくなりまして、それ以降は新教育長のもとで新たな教育委員会がスタートすることになります。そこでこの一般質問で教育委員会制度のあり方について、幾つかの点をこの後確認をさせていただきたいと思います。

さて皆さん、ご存じのように、地方政治の仕組みとして、行政の中立性や公平性を確保するために、首長から独立した幾つかの行政部門が設けられています。それは行政委員会制度と呼ばれていますけれども、その1つに教育委員会があります。教育長にお尋ねをいたします。教育の部門になぜこの教育委員会制度が導入をされているのか、その理由についてお尋ねをいたします。

○議長（仲田 強君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

戦後、地方教育行政は、内務行政の一部として行われていたため、首長は文部大臣及び府県知事の指示監督を受けて教育行政を行っておりましたが、戦後、新憲法の制定に伴い、教育行政の民主化、教育行政の地方分権、教育の自主性確保等が方針として掲げられ、教育委員会が全ての都道府県及び市町村に設置されております。

個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、中立公正であることは極めて重要であり、行政委員会の1つとして教育委員会が教育行政を行うことにより、首長への権限の集中を防止し、中立的・専門的な行政運営を行うため、住民による意思決定、レイマンコントロール、複数の委員による合議により、さまざまな意見や立場を集約した中立的な意思決定を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ありがとうございます。

今、なぜ教育に行政委員会制度が導入されているのかということで、教育長の答弁をいただきました。

お話の中にもありましたけれども、中立性・公平性の根底に戦前の教育の制度に対する厳しい反省があったというふうに思います。

戦前の教育と言いますのは、日本の軍国主義と一緒にあって、一体となって侵略戦争を精神

面から支える強力な役割を果たしたと思います。教育が軍部や行政権力に支配されていたと、独立性を失っていたという過ちを2度と繰り返さないことが戦後の教育の原点になっています。その要になっているのが教育行政の独立ということだったと思います。

戦後の教育は、教育長も今、お話ありましたけれども、一般行政からの独立を柱にした教育委員会制度でスタートをしています。そのときの政府ですけれども、新たにスタートしました教育委員会制度の原則として、先ほど教育長が述べられたことと全く同じ内容になるんですけれども、3つの根本方針というのを掲げておりました。教育委員会、これは教育委員会制度のあり方を示す重要な指針となっていますので、少し触れさせていただきたいと思います。

まず、根本方針の1つ目といいますのは、先ほど、行政委員会制度のところでお話をしましたが、教育行政の一般行政からの独立ということです。それは教育行政は首長、一般行政から支持を受けず、指図を受けず、独立して行わなければならないということです。

2つ目は、教育行政の地方分権です。地方自治がなかった戦前の教育は、文部大臣を頂点にした上意下達の中央集権的な体制ができ上がっていました。これに対して、戦後は教育長の答弁にもありました、地方自治のもとに置かれました戦後の教育は、国と地方、県と市町村に上下関係はなく、それぞれが対等で独立した教育委員会となりました。文科省は自治体の教育委員会に指導助言はできても、戦前のように指揮監督命令をすることはできなくなったということです。

そして3つ目は、教育行政の民衆統制ということです。これは住民の声を教育に反映させるために、教育委員を素人から選ぶ。素人を英語でレイマンというふうに言いますが、そこで専門家の独善をチェックするということにしています。

いわゆるレイマンコントロール、素人による統制と呼ばれる仕組みです。

当初は教育委員は住民投票で選ぶことになっていましたが、その後、この公選制は廃止されてしまいます。けれども、教育委員が教育について決定する権限を持つ、この民衆統制のあり方はずっと引き継がれたまま来ています。この一般行政からの独立、地方分権、民衆統制という3つの根本方針は、教育の基本原則として今でも生きております。

ところが、今回の地教行法の改定ですけれども、首長や教育長の権限を強めることで、明らかにこの3つの根本方針を踏み越えるものになっているように思います。ですから、国会の法案審議の際には、さまざまな問題点が指摘をされまして、法案そのものは修正をされませんでした。けれども、教育の独立性を確保するための運用面での留意点が確認をされることになっています。それは法律の改定後、すぐに出されました文科省の通知に反映をされておりますので、その通知にも触れながら、先ほど課長に説明をしていただきました改定された地教行法の内容について、少し細かい内容となりますけれども、お尋ねをしたいと思います。

まず、大綱と総合教育会議について、教育長にお尋ねをいたします。

今回の改定では、教育行政の基本方針となる大綱を策定する権限を首長が持つことになりました。

また自治体で必ず設置することになった総合教育会議も、首長が招集し運営することになりました。

いずれもこれまで強く戒められてきていました首長が、教育行政にタッチすることを認めるものになっていまして、まさに一般行政からの独立の原則を侵すことになると思われるのですが、教育長の認識をお伺いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

このたびの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして、新たに総合教育会議の設置と教育大綱の策定が取り入れられ、本市におきましても昨年度より総合教育会議をこれまでに5回開催し、その中で教育大綱の策定などを行ったところであります。

総合教育会議につきましては、首長が主宰とされておりますが、構成員である市長、教育委員長、教育長、教育委員が対等な立場で協議調整を行う場所であり、これまでの会議でもそれぞれが意見が交わす中で会議が進められてきました。

また、教育大綱につきましては、地方公共団体の教育、学術等の振興に関する総合的な施策を定めるもので、首長が定めるとなっておりますが、総合教育会議において、首長と教育委員会が協議調整を行った上、策定するものとなっております、本市においても協議の上、策定されたところであります。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ただ今、教育長から答弁をいただきました。

文科省の通知ですけれども、この大綱の策定については、総合教育会議で首長と教育委員会で十分協議調整することが必要。合意に至らない大綱は無効だというような表現になっております。

また、教育総合会議についても、市長と教育委員会は対等な執行機関同士ですから、協議調整して合意したことについてはそれぞれがやるけれども、合意できないことについてはやらないということになっています。

今、教育長が答弁をいただいたんですが、つまり法律では首長に大綱策定権があり、総合教

育会議を運営することになってはいますが、文科省通知の内容などを総合的に判断しますと、今、教育長の答弁にありましたように、教育行政への首長の関与については、極めて抑制的に考えているというふうには言えるのではないかと思います。

続けて、教育長にお尋ねをいたします。

本市では既に、昨年からは総合教育会議が5回行われているということでした。これまで総合教育会議に参加をされて、運営などについて率直にどのような感想を持たれたのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

総合教育会議につきましては、土佐清水市教育大綱の策定をはじめ、教育委員会における現状と課題や今後の教育施策への取り組み、市内小中学校の現状、清水高等学校の高台移転などを議題に、これまで先ほども申しましたが、5回開催されております。それぞれに自己の考えを自由に出し合った中で、会議が進められていたと感じております。

会議におきましては、教育委員が学校訪問を行った際に気づいたことや、学力向上に向けた施策の提案、清水高等学校の現状と高台移転に向けての意見などが出され、市長と教育委員会とが本市教育全般において共通認識ができたと理解しております。

今後も本市教育の条件整備などについて、市長と教育委員会とが議論を重ねる有意義な会議になるのではないかと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ありがとうございます。

この法律の条文からいきますと、総合教育会議については市長が招集をして、運営もするということですから、市長によっては中身を引っ張っていくという傾向がどうしても心配があるわけですが、今、教育長にお尋ねをしますと、市長と教育長とが対等な立場で教育問題について協議をしていると。そしてお話を聞きましたら、教育課題に応える取り組みもその中で話をして、非常に前向きに捉えておいでです。基本的には私は国会の中での運用、文科省の通知が生かされておる現状ではないかなというふうにお話を聞きながら思いました。

総合教育会議が例え首長が主宰をしたとしても、教育行政の独立と対等、平等な関係が保障されて入れば、これは活用できるかなというようなことを今、思ったところです。

次に、新教育長について教育長にお尋ねをいたします。

今回の改定では、新教育長は改定前の教育委員長（代表者）と教育長（事務の統括者）の権限をあわせ持つことになりました。新教育長に権限を集中することで、教育長の力が強まった印象を持つわけですが、この新教育長に権限を集中することは、教育委員の果たす先ほどお話をしました民衆統制の役割を弱めることになるのではないかと思いますけれども、教育長の認識をお伺いします。

○議長（仲田 強君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

このたびの改正によりまして、教育委員長と教育長が新教育長に一本化され、教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するものとされております。

教育委員会は教育長と4人の教育委員をもって組織することとなっておりますが、教育委員会は改正後においても合議制の執行機関であるため、その意思決定は教育長及び教育委員による会議において出席者の多数決によって決められるものであり、委員の役割は引き続き重要なものとなっております。

また、新教育長の任期を3年と、教育委員の任期4年より短くすることなどにより、新教育長の権限が大きくなることに対して、教育委員会によるチェック機能と議会同意によるチェック機能の強化が図られているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 教育長の答弁は、文科省通知に従った中身だというふうに思います。文科省通知の中では、教育委員会が合議制であるということで、新教育長は教育委員会の決定に基づいて事務を行うというこれまでの立場に全く変わらないということです。教育委員会の決定に反する事務の執行は許されないということです。

あわせて任期を3年にして、教育長をチェックする機能もあるんだというお話でありました。

今、お話をいろいろ教育長の答弁を聞いてみますと、地教行法の改定で新たに設けられました大綱、総合教育会議、新教育長、これは改定された条文を読みますと、今までの教育の自治と独立を侵すところでもない内容で、制度改悪と言わざるを得ません。制度そのものを見るとそういうことなんですけれども、しかし一方では、先ほどからお話をしていますように、国会の審議の中で確認をされました教育の独立性を反映した文科省通知、これを読みますと、教育委員会制度創設当初の先ほどお話をしました3つの根本方針というのがしっかりと生きて歯どめになっています。実際、この国会審議の中でも文科省は改定された地教行法でも、この

3つの根本方針は維持されているというふうに答弁をしています。そういうわけですから、地教行法の法文よりもこの文科省通知の運用を生かした運用が自治体の現場ではきっと求められているというふうに思います。

今、ずっとお聞きしました教育長の答弁では、この運用面がしっかりと清水では生かされているというふうに私は理解をいたしました。

ただし、教育の自治は独立に理解のある清水のような首長、あるいは教育長なら、この文科省通知を尊重した対応が期待ができると思います。けれどもそうでなければ、この改定した地教行法を根拠にして、教育行政への介入を正当化するということにもなりかねません。首長、教育長の姿勢によって、その自治体の教育行政のあり方が左右されると言っても過言ではありません。

そこで市長にお尋ねをいたします。

これまでお話をいたしましたように、改定されたこの地教行法では、大綱の策定、総合教育会議の主宰、新教育長の任命など、市長に絶大な権限が集中することになっています。それだけに市長がこの教育の自治や教育行政の独立についてどのような認識を持ち、どう対応するかが本市の教育行政のあり方を決めることになるというふうに考えられます。

改定された地教行法と教育行政の独立について、市長はどう認識をしておられるのか、また今後、教育委員会、教育行政に対して、どのようなスタンスでかかわっていかれるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 地方教育行政法の改正と教育行政の独立についての私の認識、スタンスとのことでありますが、改定後もこれまでどおり、地方自治の尊重、教育行政の中立性と安定性の確保、指導行政の重視、教育行政と一般行政の調和、国・県・市町村の連携、そして生涯学習などの教育行政の一体性の推進に心がけ、特に教育行政の中立性、安定性を確保するとともに、行政の長から独立した行政委員会として教育委員会があると、そういうふうに認識しているところでありますので、このことを基本に政治的な中立性、そして継続性、安定性、そういうものを十分に確保した上で、教育委員会と連携して取り組んでいるところであります。

なお、5回開催している総合教育会議の議事録についても、市のホームページで公開をするなど、その透明性を高めることに努めているところであります。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 教育行政の中立性、独立性を尊重するというお話でしたので、その方

向でぜひ今後も対応していただきたいというふうに思います。

そしたら、だいぶ時間もなくなりましたけれども、ここで最初で最後の質問になると思いますけれども、教育委員長にお尋ねをします。

まず初めに、お礼を申し上げたいと思います。竹田委員長におかれましては、今月で委員長を退任することになりますが、この間の小学校の統合問題では、保護者や地域、学校現場の声を反映した責任ある決定をしていただきました。まさに住民自治に基づいた民衆統制、レイマンコントロールの役割を実証していただいたというふうに思います。

これまでの教育委員長としてのご尽力に、心からの感謝とご慰労を申し上げたいと思います。本当にご苦労さまでした。ありがとうございました。

さてここで、教育委員長に2つのことをお尋ねしたいと思います。

1つは、教育委員長の仕事についての率直なご感想をお伺いしたいということです。そしてもう1つは、改定をされましたこの地教行法ですけれども、教育委員のあり方についてそのもとで教育委員はどうあるべきかというようなところをよろしければお話をしていただければというふうに思います。

○議長（仲田 強君） 教育委員長。

（教育委員長 竹田 陽君自席）

○教育委員長（竹田 陽君） お答えいたします。

平成24年12月24日に教育委員として任命され、平成26年12月24日に教育委員長としての役職をいただきました。

長年、高等学校教員としての経験しかない私にとって、土佐清水市の教育行政にかかわること、まして教育委員長としての職責には不安や戸惑い等がありましたが、教育長をはじめ、教育委員の皆さん、また多くの関係者の皆さんにご協力をいただき、今年23日をもって教育委員長の役目を終えることとなります。

この間、小学校再編や清水中学校、中央公民館の建設、また現在進めております清水小学校や給食センターの建設などにかかわってきました。

小学校再編においては、一部学校の保護者からご理解をいただくことはできませんでしたが、その他全般において、それぞれ計画どおり進めることができたのではないかと考えております。

この2年間、教育委員長として務めることができたのも、市長、市議会議員の皆様、並びに教育長をはじめ、教育委員会事務局職員の皆さんのおかげであり、心よりお礼を申し上げます。

この24日から本市においても新たな制度に本格移行となり、教育委員長の職責はなくなり、新教育長の役割はこれまで以上に責任を有するものになりますが、教育委員会の職務権限は従来どおりで、教育委員の役割は引き続き重要なものであると認識をしております。

簡単ですが、以上であります。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） どうもありがとうございました。

教育委員長を務められての本当に心をこもったと言いますか、取り組みがよく伝わってくる、思いが伝わってくるお話だったと思います。ありがとうございました。

時間ほとんどありませんけれども、最後に教育委員にかかわって提案をしたいことが1点ありますので、それをお話したいと思います。

それは教育委員の公募についてです。これまでの選任方法でも教育委員にふさわしい皆さんが選ばれて活躍をされていますので、特に不都合はないんですけども、住民の多様な民意を反映させること、それから教育に対する深い関心と熱意を生かすという本来の趣旨からすると、公募して教育委員を選任することということもいいのではないか。実効ある民衆統制につながるのではないかというふうに思っていますけれども、市長にお尋ねをいたしたいと思います。

教育委員を公募にして対象を広げて取り組んでみたらと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 教育委員の公募について、ご提言をいただきました。

このことについては募集のあり方とか、選定基準、選定方法、こういった課題もあると思いますので、できれば次回の総合教育会議において検討課題として議論をさせていただきたいと思っております。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） インターネットで調べてみましたら、思いのほか、教育委員の公募をしているところがあって、驚きました。全国では28自治体、平成24年現在ですけれども、教育委員の公募をしています。

高知県はまだゼロということです。本市が教育委員の公募を高知県で最初の自治体ということになれば、かなりインパクトがあると思うんですけども、それこそ、市長がさっきお話をしました総合教育会議でぜひ検討していただければというふうに思います。

きょう質問させていただきました教育委員会制度の問題というのは、もともと大津市の中学生のいじめ自殺事件での教育委員会の不十分な対応を取り上げまして、この責任体制を明確にする制度改革が必要だということで、法律の改正が強行されています。

しかし、もともと教育委員会の責任体制はありまして、首長に一任したら、その責任体制が明確になって、隠ぺいなどの不始末がなくなるというわけでもありません。私には1教育委員会の不祥事を制度の問題にすりかえて、これまで学校現場や教育行政が大事にしてきた教育の仕組みそのものを壊しているように思えてなりません。

振り返ると10年前ですか、安倍政権のときに教育基本法が変えられました。ターゲットになったのは教育行政への不当な支配を戒めた基本法の10条の規定です。今回は教育委員会制度の改悪です。どちらも教育の自治独立を侵すという意図が見えていると思います。国会審議を通じてかろうじて土俵際で持ちこたえた印象ですけれども、運用で対応せないかん法律なら、初めから出すなというようなことを言いたいです。本市の教育が中央の制度改悪でぐちゃぐちゃに壊されないように、引き続き教育委員会の皆さんには大変でしょうが、頑張ってくださいというふうに思います。

以上で、全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（仲田 強君） この際、午食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（仲田 強君） 休憩前に続いて会議を開きます。

午前に引き続き一般質問を行います。

2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） 皆さん、こんにちは。

今回の一般質問では、本市の漁業について、防犯について、国民健康保険事業についての3点を挙げさせていただいておりますが、本市の市民生活においても、とても重要なことと考えますので、市民生活向上に向けてその一助になればという思いを込めて質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に基づき、質問をさせていただきます。

まず1つ目の本市の漁業についてですが、これは先日の岡崎議員の質問で、ほとんど網羅されておりまして、執行部から一定の答弁をいただいておりますので、私からはこの項目については割愛させていただきたいと思いますが、ただ1点だけ市長にお伺いをさせていただきたいと思います。

岡崎議員のお話にもありましたが、地元のサバを釣る立て縄漁の漁業者とのお話の中で、その方が言うには、海に出れば魚はおると。でも、サメが自分たちに魚をくれんということで、サメの被害を切に訴えておられました。またこのサメの被害は死活問題でもあり、本当に困っ

ているということでございます。何とかサメを駆除したいが、相手は獐猛で、とても1人では太刀打ちできない。電気ショッカーがあれば安全にサメを捕獲できるので、行政のほうで電気ショッカーの導入に対する助成をしてもらえないかとの声がありました。

今後、市のほうに漁協や関係者等からそのような要請があった場合には、行政としても助成できるよう考えてはどうかと思いますが、市長のご所見をお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） きのうの岡崎議員よりサメの被害と駆除について詳しい質問を受けたところではありますが、私も実は1回、この駆除の船に乗って行ったことがありまして、大変凶暴なサメの駆除というのは危険が伴うものでありまして、これまで集団で乗り込んで駆除作業を行う、そういうふうな取り組みをしてきたところです。

地元の漁師の中には、サメにかまれてけがをした、そういう漁師もおりまして、本当に危険性については十分認識をしているところでもあります。

こういった作業の安全性を確保し、効率を高めるために、ご指摘のあった電気ショッカーというのは、安全性においては有効であるとお聞きしておりますので、県においても今後、支援を検討していくと聞いております。漁業指導所とも連携し、導入を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） ありがとうございます。

今年度のサメ駆除によるサメ捕獲数は0匹ということで、なかなかサメ対策というか、対応も難しくなっていると認識しております。

本当にサメの被害というのは、立て縄漁の漁業者にとっては、本当に死活問題となっておりますので、また漁業者だけでなく、そこから広がる産業にまで影響が及ぶと考えますので、ぜひご検討をよろしくお願いいたします。

次に、2つ目の防犯についてですが、まず、県民並びに本市への治安維持に当たられている高知県警をはじめ、中村警察署清水警察庁舎の皆様方には、日ごろから多大なるご尽力を賜り、まことにありがとうございます。この場をおかりして感謝申し上げます。

それでは、総務課長にお伺いをいたします。

この中村警察署清水警察庁舎について、皆さんご存じのことかと思いますが、いま一度ご紹介

介をさせていただきます。

高知県警察の警察署再編計画により、平成19年8月に県警本部より清水警察署を中村警察署へ統合する再編計画が発表されました。それを受け、市内でも連合区長会を中心として、行政や議会など、官民25団体が清水警察署の存続を求める会を設立し、署名活動や県警、県庁を訪問して要望をあげていきましたが、その後、県警や県による説明会やパブリックコメントを経て、県下の警察署の再編はやむを得ないとの結論となり、平成24年4月に中村警察署、清水警察庁舎と改められ、業務を開始され、現在に至っております。

ここからが本題なんですけど、当時の再編計画の資料によりますと、清水警察署は県内16警察署の中で最も小規模の警察署、署員数30名、うち警察官25名であり、大規模な事件、事故、災害等への対応や休日・夜勤等の体制が極めて脆弱であるなどの問題を抱えています。

特に、地域住民の安全安心のよりどころとなっている駐在所員が看守勤務等の転用勤務で、不在となる場合が多く、事件・事故等の発生時における初動措置や地域住民の安全安心感を醸成する上で問題となっています。

こうした問題点を解決するためには、警察事象が少なく、警察官1人当たりの負担率が低い清水警察署を新中村警察署に統合する必要があります。中略。また分庁舎には留置施設を設置しないことから、駐在所員の看守勤務等への転用勤務が抑制され、常時警戒、パトロール活動等が可能となるほか、管内全体の治安維持機能は再編によって大きくなった新中村警察署、当時仮設ですけど、組織力を生かして的確に対応します。こういうふうに書かれているわけですけど、この内容ですと、清水警察署では地域住民の安全安心のよりどころとなっている駐在所員が看守勤務等の転用勤務で不在となる場合が多く、地域における治安の維持向上と体感治安の確保に弊害が生じている問題がある。しかし、新しく中村警察署に統合されることにより、看守勤務がなくなるので、不在駐在所の問題が改善され、地域の治安が強化されるとこういうふうに考えるわけであります。

このたび、市民より駐在所員が当直勤務のため、駐在所が不在になっているときがあり不安だ。駐在所は空けないようにしてほしいとの声がありました。これを受け、関係機関に問い合わせたところ、防犯上、詳しくは申し上げませんが、実際に駐在所員が当直勤務に当たっていることがあり、不在駐在所となっている現状があるとのことでした。これでは当初の話と違うのではないかと思う市民の気持ちもわかると思います。

本市の治安維持の観点から、この件について市としての見解をお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 総務課長。

（総務課長 木下 司君自席）

○総務課長（木下 司君） お答えいたします。

清水警察庁舎の夜勤のため、地域の駐在が不在となり、市民から治安の低下を危惧する声があるとのことでありますが、清水警察庁舎長にお聞きしますと、シフトにより駐在所の警察官が清水警察庁舎の夜勤になっている場合は、その駐在所の管轄は昼夜を問わずパトロールをしているので、朝から晩まで不在ではないとのこと。また、土佐清水市は管轄が広くはないので、対応できるとのことであり、本市としても清水警察庁舎長の話聞く限りでは、昼夜を問わず、夜勤の駐在所の管轄もパトロールしているとのことであり、市民の治安は一定守られていると考えております。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） 警察署の見解といいますか、市民の治安は一定守られているということでありましたけど、統合以前、平成19年、この発表があったときに、それから市民運動を起こして反対の陳情を申し上げて、それで県警と県のほうの見解として、今言った、説明したところなんですけど、駐在所、清水警察署だった以前は、留置施設があるので、駐在所の署員が夜勤勤務に当たる現状があって、そこがちょっと問題となっているというふうな話で、この資料にも書かれていますし、当時、そういうふうな話を説明を受けたんじゃないかと思うんです。そういった話の中で市民も、それじゃ改善されるのかと。パトロールもふえるし、また夜勤勤務も抑制されて、駐在所の不在の問題が改善されるのではないかというふうなことで、納得したというふうなことじゃないかなと思うんですけど、実際のところ、警察署の署員が25名から20名に減って、それで減るんですけど、駐在所の夜勤勤務が抑制されるので、駐在所地域の治安は強化されますというふうな感じなことを書かれているんです。

実際、ふたを開けてみますと、やっぱり駐在所の署員が夜勤の勤務に当たっているんじゃないかということになるかと思えますけど、このあたり市のほうの見解をお伺いいたします。わかる範囲でいいんですけど。

○議長（仲田 強君） 総務課長。

（総務課長 木下 司君自席）

○総務課長（木下 司君） きのうもちょっと補佐のほうで庁舎長のほうに伺いにいきまして、その分につきましては当時は20名体制でやっておりましたが、県下の人口も減り、全体的に人数も減っているという中で、現在、実際は20名体制から17名体制になっておりまして、その中で一応、地域の駐在所の方が夜勤に入り、そのときには先ほども言いましたが、地域のパトロールを強化をして地元のほうにも行きようということで、警察としては駐在がずっとお

らんでも、しょっちゅう回りよるから大丈夫だろうという見解でした。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） わかりました。多分、それ以上のことは今、言えないと思いますので、市長にお伺いをいたします。

というふうな現状があるわけですが、このような現状、統合時の話とちょっと現在、言っていることが違うんじゃないかなというのがありますし、実際のところ、市民のほうからそういった治安維持を危惧する不安の声というのが実際あがっているわけですね。そのあたりを踏まえて、地域の治安維持と犯罪を抑止する駐在所は空けないようにしていただきたいということと、また先日の市街地の区長会でもお話があったようですが、事故時の対応に時間がかかっているように感じている市民もおるといいますので、このあたりももしも統合による人員減少に伴うマイナス点があるようでしたら、あわせて改善されるよう、関係機関に本市としての要望をあげてはどうかと思いますが、市長のご所見をお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） この件につきまして、治安上にかかわる極めて重要なことですので、答弁もいろいろ考えて、慎重に発言をしなくてはならないと思っておりますが、先ほど、総務課長から答弁がありましたように、警察の見解としては駐在所の警察官が不在の場合は、治安の低下を招かないよう対応しているとのことですが、岡本議員が指摘のように、市民が不安を感じるようなことはあってはいけませんので、今後も清水警察庁舎とは連携を密にしてやっていきたいというふうに思っております。

ただ、この件につきましては、先ほど総務課長も申しましたが、課長補佐のほう清水警察庁舎長より詳しく聞き取りをしておるところであります。これによると、岡本議員が指摘した件、1件が車上狙い、もう1件が交通事故、この2件についての事案と思われませんが、パトカーの到着まで2分から10分で到着しており、現場への初動時間は遅くなったわけではなく、そのあとに中村署から事故の現場検証に刑事課員または交通課員が来るまでのパトカーの到着がおくれたことがおくれた印象を与えたのではないかとのごとでございました。

いずれにせよ、清水警察庁舎とは絶えず連絡を取り合いながら、迅速な対応を心がけるよう、今後も要望してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 2番 岡本 詠君。

(2番 岡本 詠君発言席)

○2番(岡本 詠君) ありがとうございます。

多分、今、僕は1つの例として清水警察庁舎のほうでお話しさせてもらった件を今、言っていたと思うんですけど、実際のところその方だけではなくて、数名の方から同じような中村から来ると言われて、結構時間がかかっているというふうに感じている人は多いようでして、その点もあって、市街地の区長会で話があがったんじゃないかと思えますけど、例えば、これ警察関係者の話なんですけど、パトロールで巡回しているの、近くに行ったり、市内を回っているの、初動の措置というか、到着はもちろん今も2分とか、数分で到着しているということですので、抜群に早いんですけど、そのあと、到着した警察官の管轄ではない場合の事故だった場合、事件だった場合に、専門部署が来るまでの間、時間がかかると。

そのときに最初に来た警察官の方に、市民は警察官だと思って、これこれこうでこうなったんだという話をするわけですけど、一定話をして、小1時間近く待って、専門部署が来ました。そのときにまた1から聞き取りをされると、市民としては2回同じことを言わないといかんし、待った挙句にこれかよということがあって、非常に気持ちの上で、統合後の処理の仕方に対して不満というのが出てきてもおかしくないのかなというふうに自分としても感じております。

これ1つは例なんですけど、そういったことも含めて、適切な事故の処理の仕方、そういったことができるのかどうかも含めて、また関係機関のほうに要望を挙げていただけたらと思います。

以上で、2つ目の質問は終わります。

3つ目の国民健康保険事業についてですけど、制度改革についてということで、市民課長にお伺いをいたします。

国民健康保険事業は、平成30年度の制度改革により、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うことで、制度の安定化が図られるということですが、この制度改革により、国保事業がどのように変わっていくのか、お伺いをいたします。

○議長(仲田 強君) 市民課長。

(市民課長 二宮真弓君自席)

○市民課長(二宮真弓君) 岡本議員にお答えいたします。

制度改革概要ということですが、少しお時間いただけますこととお許しいただきたいと思います。

現在の国保は、市町村単位で保険者となり、被保険者が使った医療費を賄うために、国保税の賦課徴収や補助金・交付金を受けるなど、収入を確保して会計を運営しております。

ただ、市町村国保の被保険者は、会社等を退職した後に加入することになる医療制度でもあることから、高齢者が多く、また年金等が主な収入という低所得者層が多いこともあり、健全財政を堅持することが厳しい保険者が多くあります。

過疎が進み、被保険者が少ない保険者においては、絶対的な保険税の収入も限られる中で、重篤であったり、高度な医療を受けなければならない被保険者があると、たちまち国保会計を圧迫する現状もあることから、国は会計を都道府県単位の大きな会計でまとめる、言い換えれば一定の被保険者数の中でお互いを支え合える保険制度とすること、あわせて高齢者割合が高いことで、医療費が高騰し、国保会計を圧迫していることを見直すため、年齢構成の差異の調整を行う仕組み、これを導入するようになることが今回の新制度の特徴です。

ですから、大きくは過疎化、高齢化が進む市町村にとっては、今、岡本議員もおっしゃってましたが、有効な制度として考えられるのではないかと考えております。

また、新制度での会計の仕組みを申し上げますと、平成30年度からは高知県全体の被保険者が使った医療費を高知県国保会計から医療機関へ直接支払う形、一応、国保連合会を通じますが、市町村からではなく、高知県国保会計から医療機関へ支払う形となります。そのために高知県国保会計は、県全体で必要な医療費を予測し、それに見合う高知県全体で集めるべき額、これを市町村納付金と言いますが、これを積算します。その後、高知県国保は医療費水準や所得水準に応じて集めるべき市町村納付金を市町村ごとに割り当てします。

市町村国保は、この示された額を国保税とかになりますが、これを高知県国保会計に支払うということになります。

この市町村納付金の詳細な算定方法、係数とかについては、現在検討されている最中でありますので、算定方法が決定し、土佐清水市が納めなくてはならない納付金額がおよそどのくらいになるのか示されましたら、現在の土佐清水市の税率のままで高知県国保会計に支払う程度の税収が見込めるのかどうなのか、場合によっては税率の見直しが必要になると思われれます。

被保険者の皆さんには、今、申し上げました少しわかりづらい制度だけを先行して説明するより、生活に直結する税率等について、ある程度お示しできる状態になった時点で、制度の概要もあわせてご説明をさせていただく予定でおります。

なお、国保への加入・脱退の手続や高額療養費の支払いなど、窓口で行っている業務及び国保税の賦課徴収業務など、被保険者の皆さんに直接かかわる業務については、平成30年度以降も変更はありません。

以上です。

○議長（仲田 強君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） 詳しく説明いただきありがとうございます。

2つ目の保険料率の件で問うていったわけですけど、今の答弁でちょっとなかなか準備している段階で、そこまではわからないというふうなことだったんですけど、聞いていいですか。この制度改正で、国保のサービスがどう変わるかというのも気になる場所なんですけど、平成30年度以降は県が算定した標準基準料率を参考に本市の保険料率を決定していくということですが、県のほうでも制度改正に向けて準備を進めている状況ということで、実際のところまだわからない点が多いかと思いますが、市民が払っていく国保の保険料、これはどのようになっていくのか、現時点での見解がわかれば、お願いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 市民課長。

（市民課長 二宮真弓君自席）

○市民課長（二宮真弓君） お答えいたします。

さきの答弁で申し上げた状況ですので、現時点でどうなるのか、保険税率がどうなるのかということは困難な状況ですので、お許し願いたいと思います。

ただ、平成26年度以降、本市の国保会計は赤字が続いておりまして、言いかえれば医療費、歳出を賄える収入、税収になっていない状況です。

収納率は県下11市で、トップであることから考えますと、現在の税率自体が本市のあるべき税率になっていないとも思われます。

新制度に伴い、ある程度の見直しが必要になるのではないかと予測はしております。

それとあとサービスの内容についての変更があるのかということでしたが、これについては30年度からの制度改正で、サービスの内容が大きく変わるということは今のところは示されていません。ただ、この30年度の新制度とは別に、今、だんだんにマスコミ等でも言われておりますが、国保の高額療養費の限度額がもうちょっと高くなるということは、負担が大きくなるということは、今、制度設計されているようですので、今回の30年度の制度の改正ではないですけども、サービスの低下と言いましょうか、負担金が多くなることは今後、あるのではないかと考えております。

○議長（仲田 強君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） ありがとうございます。

現時点ではわからないけれど、何か話を聞いていると、ちょっと上がりそうな感じかなと思いました。

それでは最後に市長にお伺いをいたします。

この制度改正を受けて、本市の国保の運営についてどのように考えられているのか、まだつ

くっている段階ということですので、はっきりした見通しというのはないかもわかりませんが、現時点でどういうふうな見解なのかお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 時間がありますので、詳しくこれまでの取り組みも含め、ご報告をさせていただきます、答弁に変えさせていただきたいと思います。

国民健康保険事業につきましては、被保険者税収入の減少に対し、高齢化及び高度医療技術の普及に伴う医療費や保険給付費の増加により、土佐清水市のみならず、全国の各自治体で非常に厳しい財政運営を強いられているところであります。

こうした中、先ほど市民課長が答弁したとおり、平成30年度から都道府県が国民健康保険事業の財政運営について、中心的な役割を担い、市町村は引き続き資格管理や保険料の賦課徴収、保険給付や保険事業を実施することで、制度の安定化を目指す新しい国民健康保険制度へと移行することとなります。

新制度への移行に当たっては、国民健康保険制度の安定的かつ持続的な運営のために、必要な財政支援のほか、国の責任において十分な対策が講じられるよう、市長会としても繰り返し総力を挙げて要望活動を展開しているところであります。

具体的には、財政基盤を強化するため、平成27年度から実施された保険者支援金の公費拡大及び平成29年度からの後期高齢者支援金への全面総報酬割導入によるさらなる国費の投入を確実に継続して実施すること。

2点目として、本来、国の制度として実施すべき乳幼児医療費助成制度など、地方単独事業に対して、療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を講じることは、極めて不合理な措置であるため、廃止すること。

これについては、本市のように中学校までの医療費無料化をしているところには、これらのペナルティでこの負担金や交付金の削減というそういう措置を断固反対、断固廃止すると、そういうことを要望しているところであります。

また、あわせて子育て世帯への支援としても、子どもにかかる均等割保険税について、負担軽減などの措置を講じること。

そして3点目としては、新制度移行に伴い、被保険者においては急激な負担増とならないよう、自治体においてはシステム整備費等財政負担増を招くことのないよう、必要な激変緩和措置並びに財政措置を確実に講じること。

この以上3点について、高知県市長会としても四国の市長会を通じ、国へ要望しながら、国保事業の安定的な運営に努めてまいり、そういう考えであります。

○議長（仲田 強君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） 詳しく答弁いただきありがとうございます。

この平成30年度の制度改正により、本市としても県に納付する保険料を本市の現在の保険料率で補てんできるのか、このあたりが1つの議論になるかと思いますが、なるべく市民の負担を抑えることができるような国保の運営を推進していただければありがたいと思います。

ちょっと早いですけど、以上で私の一般質問を全て終わります。ありがとうございました。

○議長（仲田 強君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会いたします。

明12月14日午前10時に再開いたします。お疲れさまでございました。

午後 1時32分 延 会